

災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定 募集要領

「災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定」について、「土木関係コンサルタント業務」、「測量業務」及び「地質調査業務」の基本協定締結希望者を募集いたしますので、基本協定の締結を希望される方は下記基本協定締結説明書により技術資料の提出をお願いいたします。

基本協定締結説明書

公募日 平成27年4月1日

1. 協定概要

- (1) 協定名 災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定
- (2) 活動場所 鳥取河川国道事務所管内を原則とする。
(別図-1(河川)、別図-2(道路)参照)
- (3) 活動内容 本活動は、鳥取河川国道事務所において管理する一級河川千代川水系及び一般国道9号、29号、53号、373号志戸坂峠道路、鳥取自動車道において地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等により発生した災害の状況把握と報告並びに鳥取河川国道事務所長の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等を行うものである。
- (4) 協定期間 平成27年6月1日 ~ 平成28年5月31日

2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 中国地方整備局における平成27・28年度「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」及び「地質調査業務」に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続きに基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者(上記(2))の再認定を受けた者を除く)でないこと。
- (4) 中国地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (6) 平成17年度以降において、鳥取河川国道事務所、鳥取県が発注した業務の

実績があること。なお、土木関係コンサルタント業務を希望する者は土木関係コンサルタント業務の実績、測量業務を希望する者は測量業務の実績、地質調査業務を希望する者は地質調査業務の実績があること。

(7) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。

① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日以前において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。

上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。

② 以下のいずれかの資格を保有すること。

【土木関係建設コンサルタント業務】を希望する者

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 建設－河川
- b) 建設－道路
- c) 建設－鋼構造及びコンクリート
- d) 建設－トンネル

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記のいずれかとする。

- a) 河川
- b) 道路
- c) 鋼構造及びコンクリート
- d) トンネル

ウ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

- a) 河川
- b) 道路
- c) 鋼構造及びコンクリート
- d) トンネル

【測量業務】を希望する者

ア) 測量士を有する者

【地質調査業務】を希望する者

ア) 技術士（総合技術監理部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

a) 建設－土質及び基礎

イ) 技術士（建設部門）を有する者。選択科目は下記に限る。

a) 土質及び基礎

ウ) 技術士（応用理学部門）を有する者。

a) 地質

エ) R C C Mを有する者。専門技術部門は下記のいずれかとする。

- a) 地質
- b) 土質及び基礎

オ) 地質調査技士を有する者。

- (8) (7)の基準を満たす技術者及び、本活動の実務を担当する技術員が在籍する本店又は支店又は営業所が、中国地方整備局管内にあること。ただし、測量業務を希望する者については、鳥取河川国道事務所管内にあること。

3. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、2.に掲げる応募資格を満たしている方と行います。なお、複数の業種に応募することは可能ですが協定を締結できるのは原則として1業種とします。ただし、協定締結者が各業種の選定予定者数を下回る場合等は、この限りではありません。
- (2) 各業種、希望者が多い場合は希望順位（別記様式5）の高い方を優先します。
- (3) 同一希望順位がある場合は以下の方法で決定します。

【土木関係建設コンサルタント業務】

- ①平成27・28年度「土木関係建設コンサルタント業務」の格付け順位の高い者。

【測量業務】

- ①鳥取河川国道事務所管内の市町村に本店が所在する者。
②平成27・28年度「測量業務」の格付け順位の高い者。

【地質調査業務】

- ①平成27・28年度「地質調査業務」の格付け順位の高い者。

- (4) 選定、非選定の結果については、書面により通知します。

4. 担当部局

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地
国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 防災課
TEL 0857-29-1969（防災課直通）
FAX 0857-29-1859

5. 応募資格の確認等

(1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

①基本協定参加資格確認申請書【別記様式1】

②過去の業務実績【別記様式2】

※平成17年度以降において、鳥取河川国道事務所、鳥取県が発注した業務の受注実績について記載願います。

※TECRISに登録されていない場合は、確認できる書類（契約書及び仕様書の写し等）を提出願います。

※複数の業種に応募する場合は、応募した業種の業務実績を記載すること。なお、土木関係建設コンサルタント業務で河川、道路を両方希望する場合はどちらかの業務実績を記載すること。

③技術者の資格【別記様式3】

※技術者の資格及び雇用関係が確認できる資料を提出願います。

なお、複数の技術者を登録することは可能です。

※複数の業種に応募する場合は、応募した業種の技術者資格を記

載すること。なお、土木関係建設コンサルタント業務で河川、道路を両方希望する場合はどちらかの技術者資格を記載すること。

④活動の実施体制【別記様式4】

※2.(7)に示す活動の実施体制が確認できる資料を提出願います。

※複数の業種に応募する場合は、応募した業種の実施体制を記載すること。なお、土木関係建設コンサルタント業務で河川、道路を両方希望する場合はどちらかの実施体制を記載すること。

⑤希望業種調査票【別記様式5】

※希望される業種を記載してください。

(2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）とします。

②受付期間：平成27年4月2日（木）から平成27年4月16日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を持参又は郵送により提出すること。FAXでも可。

②受領期間：平成27年4月2日（木）から平成27年4月8日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分までとする。

③提出場所：4. に同じ。

(4) (3) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧を行います。

①期 間：質問を受理してから適宜に、平成27年4月16日（木）までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

②場 所：4. に同じ。

(5) その他

①申請書（追加資料を含む）の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担となります。

②担当官は、提出された申請書（追加資料を含む）を、応募資格確認以外に提出者に無断で使用しません。

また、提出者の了承を得ることなく申請書の一部のみを採用することはしません。

③提出された申請書（追加資料を含む）は、返却しません。

④提出期限以降における申請書（追加資料を含む）の差し替え及び再提出は、認めません。

⑤協定の相手方として選定された者に対しては、別添「災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定（案）」に基づき協定を締結することとなりますが、締結時には第4条第1項について併せて報告願います。

基本協定参加資格確認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

担当官

中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 〇〇 〇〇 殿

住 所

会 社 名 〇〇コンサルタント(株)

代 表 者 氏 名

平成27年4月1日付けで募集のありました「災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定」に係る応募資格について確認されたく、下記の資料を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条の規定に該当する者でないこと及び添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

- 1 基本協定締結説明書5.(1)②に定める過去の業務実績を記載した書面
- 2 基本協定締結説明書5.(1)③に定める技術者の資格等を記載した書面
- 3 基本協定締結説明書5.(1)④に定める活動の実施体制を記載した書面
- 4 基本協定締結説明書5.(1)⑤に希望業種を記載した書面

問い合わせ先

担当者 : 中国 太郎

部 署 : 〇〇本店 〇〇部 〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 (内線 〇〇〇)

F A X 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

(別記様式4)

活動の実施体制

[記入例]

会社名：

○本活動を総括的に管理する技術者

技術者の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

○本活動の実務を担当する技術員

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

技術員の氏名	○ ○ ○ ○	在籍する本支店名	○○コンサルタント(株) ○○支店
在籍する本支店の住所	○○県 ○○市 ○○町 ○丁目 ○番		

※緊急時に速やかに対応できる技術員を記載すること。

○緊急時に準備できる作業員数

○○人

※普通作業員以上

(別記様式5) 『希望業種調査票』

協定締結を希望される業種について、協定締結を希望される順位を下記記載例を参照し記載願います。

希望順位	希望される業種
第1希望	※記載例 測量業務
第2希望	※記載例 土木関係建設コンサルタント業務 (河川(道路)関係)
第3希望	※記載例 地質調査業務

※1 本基本協定を締結できる業種は原則1業種とします。

※2 土木関係建設コンサルタントを希望する場合は、河川関係か道路関係の記載をお願いします。(両方も可)

※3 第2希望、第3希望を記載された方は、それぞれの業務実績、技術者の資格、活動の実施体制を提出してください。

※管内の詳細

①千代水出張所(殿ダム含む)管内

千代川(河口～源太橋付近)、袋川(千代川合流部～岡益橋付近)、新袋川(千代川合流部～大杵付近)、殿ダム(因幡万葉湖付近)

②河原出張所管内

千代川(源太橋付近～三角橋付近)、八東川(千代川合流点～今在家排水樋門付近)

③鳥取国道維持出張所管内

一般国道9号(岩美群岩美町蒲生～鳥取市青谷町長和瀬)、一般国道29号(鳥取市内)、一般国道53号(鳥取市西円通寺～鳥取市西町)

④郡家国道維持出張所管内

一般国道29号(兵庫県宍粟市波賀町戸倉～鳥取市堺)、一般国道53号(岡山県勝田郡奈義町馬桑～鳥取市西円通寺)

⑤鳥取自動車道出張所管内

姫路鳥取線(兵庫県佐用郡佐用町口長谷～鳥取市菖蒲)、一般国道373号志戸坂峠道路(岡山県英田郡西栗倉村影石～八頭郡智頭町市瀬)、鳥取西道路(鳥取市本高～鳥取市嶋)、

基本協定参加資格確認申請書提出時のチェックリスト

基本協定参加資格確認申請書提出時には、本チェックリストにより提出書類が添付されていることを確認下さい。

- 基本協定参加資格確認申請書（別記様式1） →必須提出

会社の施工実績関係

- 過去の業務実績（別記様式2） →必須提出
- 施工実績を確認できる書面（契約書の写し等）
→TECRISに登録されていない場合及びTECRISで確認できない場合等は必須提出

技術者の資格・経験

- 技術者の資格（別記様式3） →必須提出
- 直接的かつ恒常的（3箇月以上）な雇用関係が確認できる資料 →必須提出
（健康保険被保険者証等）
- 技術者の資格を証明する書面の写し →必須提出

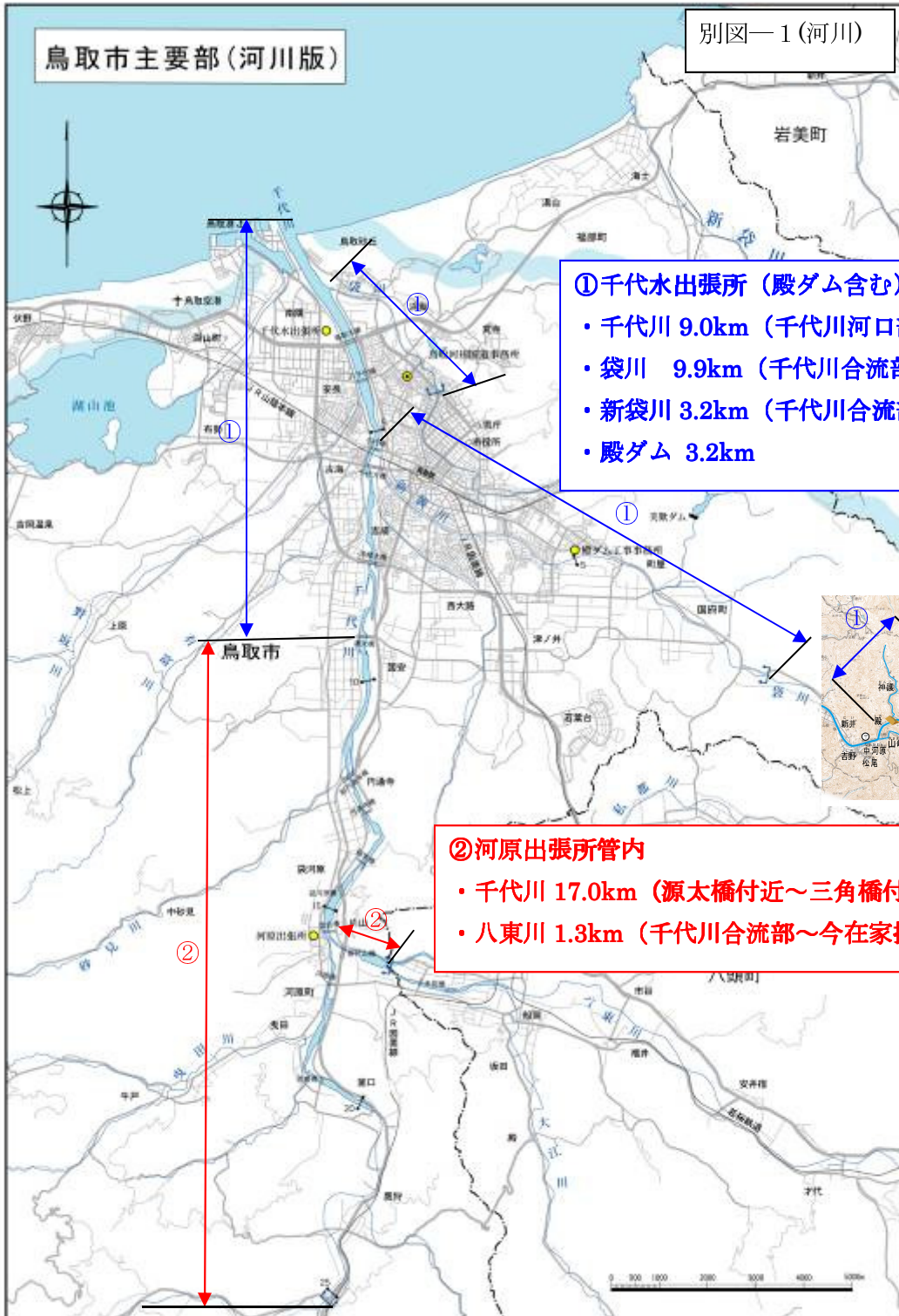
活動の実施体制

- 活動の実施体制（別記様式4） →必須提出

技術資料

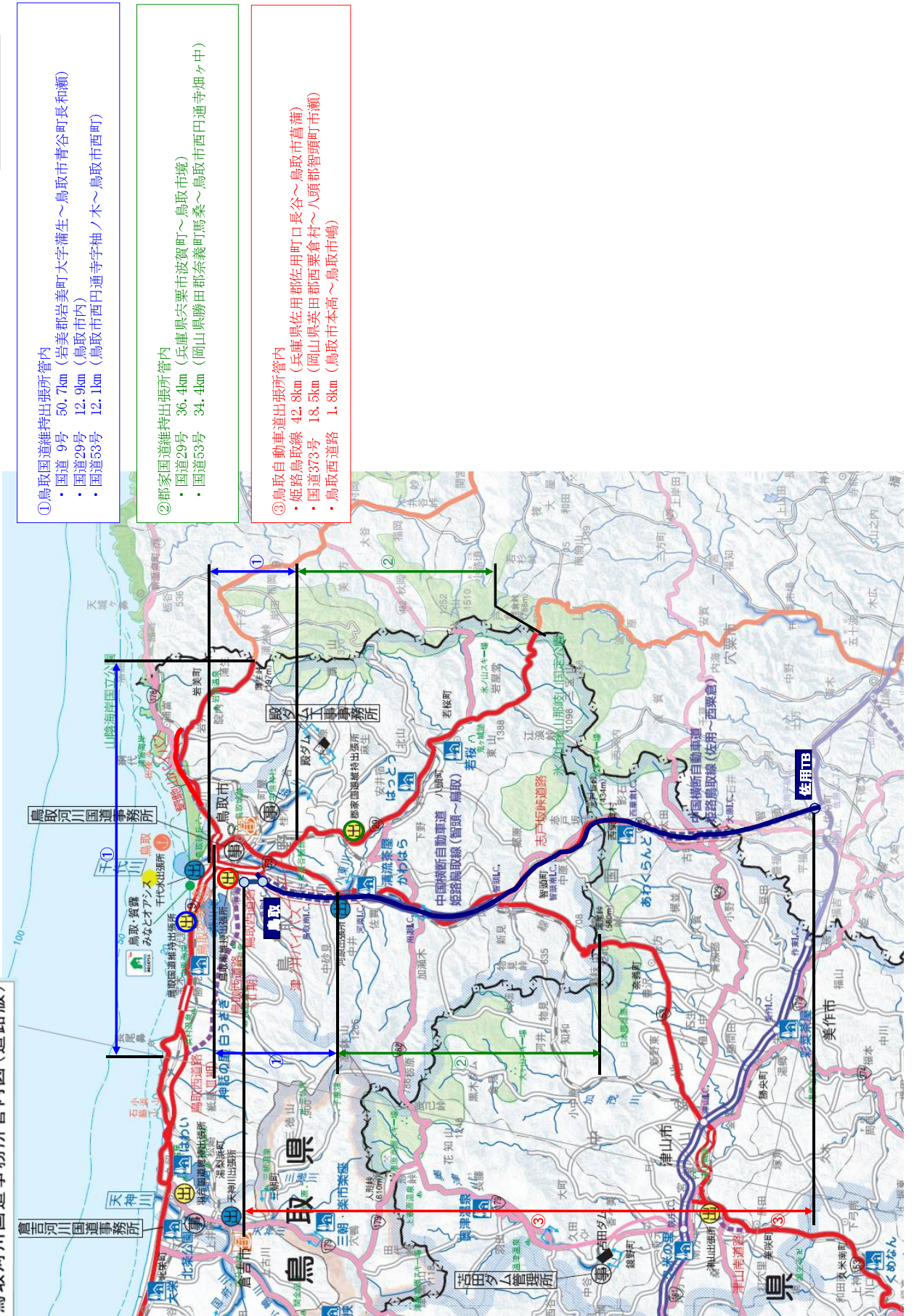
- 『希望業種調査票』（別記様式5） →必須提出

これらの添付資料が未提出の場合は参加資格を認めない場合がありますので、ご注意ください。



別図一2(道路)

鳥取河川国道事務所管内図(道路版)



別添

災害応急対策活動等(調査・測量等)に関する基本協定(案)

(目的)

第1条 この協定は、地震、豪雨、台風、豪雪及び事故災害等の異常な現象下に、国土交通省鳥取河川国道事務所長 田宮 佳代子(以下、「甲」という。)が管理する鳥取河川国道事務所所管施設において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、株式会社 ○○コンサルタント 代表取締役社長 ○○ ○○(以下、「乙」という。)に対し、「災害応急対策活動等(調査・測量等)(以下、「活動」という。)」に関する協力を求めるときの手続きについて定めたものである。

(活動の実施区域)

第2条 甲が乙に対し協力を要請する活動の実施区域は、一級河川○○川[一般国道○号]の○○○○出張所管理区間(以下、「実施区域」という。)とする。

(活動内容)

第3条 甲が乙に対し協力を要請する活動の内容は、実施区域における災害状況の把握と報告並びに甲の指示に基づく調査、測量及び緊急的な対策工法の検討等とする。

(出動の要請)

第4条 甲は、乙に対し、第2条の実施区域で発生した災害状況に応じ、本活動を実施するための出動を書面(第1報は電話で可)により要請するものとする。
2. 乙は、前項の出動要請の連絡を受ける者を、あらかじめ書面により甲に報告するものとする。

(活動の実施)

第5条 乙は、第4条に基づく出動の要請があった場合は直ちに出勤し、活動を実施するものとする。
2. 活動の直接の指示は、鳥取河川国道事務所所属職員のうち甲が指定する者(以下、「指示者」という。)が行うものとし、乙はその指示に従うものとする。
3. 甲は、前項による指示者を指定したときは、速やかに乙に通知するものとする。

(契約の締結)

第6条 甲は、乙に第4条の出動を要請した場合は、速やかに契約を締結するものとする。

(活動の完了)

第7条 乙は、活動が完了したときは、直ちに指示者に対し、口頭、並びに書面により完了報告を行うとともに、実施した活動の内容及び出勤人員等を書面により甲に報告するものとする。

(費用の請求)

第8条 乙は、活動完了後当該活動に要した費用を第6条により締結した契約に基づき、甲に請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、第8条の規定により請求を受けたときは、内容を精査し第6条により締結した契約に基づきその費用を支払うものとする。

(損害の負担)

- 第10条 本活動の実施に伴い、甲、乙いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その処置について甲、乙協議して定めるものとする。
2. 本活動の実施に伴い、明らかに乙の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、乙がこれを負担するものとする。
3. 本活動の実施に伴い、明らかに甲の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは乙の技術者等に損害が生じたときは、甲がこれを負担するものとする。

(有効期限)

- 第11条 本協定の有効期限は、平成27年6月1日から平成28年5月31日までとする。なお、協定締結日の日が平成27年6月1日以降の場合は、協定締結の日から平成28年5月31日までとする。

(その他)

- 第12条 この協定に定めない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲、乙が押印の上、それぞれを各1通保有するものとする。

平成27年 月 日

甲 国土交通省 中国地方整備局

鳥取河川国道事務所長 田宮 佳代子

乙 株式会社 ○○コンサルタント

代表取締役社長 ○ ○ ○ ○